

謹啓 早春の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

愛知県における労働行政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年6月1日現在の県内企業における障害者雇用状況報告の集計では、雇用されている障害者数が前年より174人増加して20,903人となり、平均実雇用率が前年より0.04ポイント上回る1.57%となり、厳しい経済・雇用情勢が続く中、障害者の雇用について着実な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、法定雇用率(1.8%)を大きく下回り、全国平均実雇用率(1.63%)をも下回る状況であります。また、法定雇用率を達成している企業の割合も43.1%と半数に満たない状況にあり、従業員規模別においては、56~99人規模及び100~299人規模の企業において平均実雇用率が1.25%と中小企業で、依然として低い水準にとどまるなど、障害者の雇用改善についてはまだまだ多くの課題を抱えている現状であります。

貴団体及び傘下企業の皆様には、障害者の雇用維持、拡大等に、これまでさまざまなご尽力をいただいているところですが、本年7月からは、短時間労働者の雇用義務対象への追加や障害者雇用納付金の適用対象の範囲拡大、障害者雇用率制度における除外率の引下げが施行されます。

これら障害者の雇用義務に係る新たな基準の障害者雇用状況報告への反映は、来年6月1日と1年以上先ではありますが、新基準に対応した障害者の雇用義務を果たしていくためには、計画的な取組が不可欠であります。特に、障害者雇用納付金の適用範囲の拡大については、本年7月の雇用から適用されることから、早期の計画的取組が極めて重要であります。

行政といたしましては、ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の充実・強化を始め、労働局と愛知県は連携を密にして、奨励金の支給、事業主と障害者が一堂に会する合同就職面接会、雇用促進に向けたセミナーの開催など、企業に対する各種の支援も並行して鋭意取組んでまいります。

貴団体におかれましても傘下事業主の皆様に対して、障害者雇用義務に係る新たな基準の施行とこれを受けた早期・計画的な取組の実施について、今一度ご周知いただくと共に、障害者の雇用維持はもとより、一人でも多くの障害者の方を採用していただけますよう、格別のご指導、ご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 白

平成22年3月30日

愛知県経営者協会
会長 山田隆哉 様

愛知労働局長 中 沖 剛

愛知県知事 神 田 真 秋

事業主のみなさまへ

障害者雇用促進法が 改正されました

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月から
段階的に施行されます。

Point


- ☆ **障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。**
 - ・ 常用雇用労働者**201人以上**の事業主 平成22年7月～
 - ・ 常用雇用労働者**101人以上**の事業主 平成27年4月～
- ☆ **短時間労働（週所定労働時間20時間以上30時間未満）が障害者雇用率制度の対象となります。**

（平成22年7月～）

常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、**短時間労働者を0.5カウント**としてカウントすることとなります。
- ☆ **このほか、障害者雇用率の算定の特例を創設します。**

（平成21年4月～）

 - ・ 企業グループ算定特例
 - ・ 事業協同組合等算定特例

 厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

(1) 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、実雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対する障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金等を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

(2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

しかし、近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があります。

(3) 今回の法改正による改正点

こうした観点を踏まえ、

平成22年7月から、常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主
平成27年4月から、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

Point

☆ 制度の適用から**5年間**は、納付金の**減額特例**が適用されます。

常用雇用労働者が**201人以上300人以下**の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで **5万円** → **4万円**

常用雇用労働者が**101人以上200人以下**の事業主

平成27年4月から平成32年3月まで **5万円** → **4万円**

※ 障害者雇用調整金は、変わらず2万7千円となります。

☆ 中小企業における障害者の雇用を促進するため、様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）に、お気軽にご相談ください。